

## トピック

### 要通訳事件の弁護活動

刑事弁護委員会副委員長 浦城 知子 (59期)

#### 1 要通訳事件における注意点

被告人が日本語に通じない場合、通訳を付して公判が行われます（刑事訴訟法175条）。公判において通訳がなされる場面は、大まかに①手続に関する裁判所の説明（判決を含む）、②論告・弁論、書証の朗読など予め内容が決まっているもの、③証人尋問・被告人質問等の供述に分けられますが、いずれの場合においても通訳人が機械のように自動的に訳してくれるわけではありません。例えば、②については予め内容を翻訳するための準備時間が必要ですし、③については紛らわしい質問がなされると意味が異なった通訳をしてしまう場合もあり得ます。正確な通訳をしてもらうことは、被告人の権利保障のため、ひいては誤判を防ぐために不可欠ですので、弁護人の側でできることは工夫、協力する必要があります。

今年3月、日弁連、最高裁からそれぞれ要通訳事件に関する文書が出されましたので、ここで紹介したいと思います。

#### 2 「要通訳事件における公判弁護の手引き」

今年3月20日、日弁連刑事弁護センターが「要通訳事件における公判弁護の手引き」を各単位会に対して発表しました。これは、公判で通訳を要する場合の弁護活動における注意点をまとめたもので、弁護人にとって有益な通訳に関する知識や、弁護人ができる工夫点などが挙げられています。

同手引きでは、以下の項目について弁護人の側でできる工夫についてまとめられています。

##### ① 通訳人の準備への協力

- 公判前に争点、専門用語を説明しておく
- 冒頭陳述、弁論等を予め時間の余裕をもって提供する
- 接見に法廷通訳人を同行する（※ 弁護活動上、支障のない範囲で行うこと）

##### ② 法廷における尋問方法

- 発語のペース、一文一意等
- 用語・構文選択等の工夫
- 難訳用語（通訳しにくい用語）は予め説明する、置き換える等

##### ③ 通訳内容の訂正

- 裁判所へ直ちに申し出る
- 通訳内容の訂正が、通訳人を非難する行為ではないことを、予め説明する

##### ④ 休憩の重要性

##### ⑤ 通訳人の複数選任

##### ⑥ 通訳人の職務遂行上の問題を発見した場合

##### ⑦ 通訳人に関する情報の保護

手引き全文は日弁連の会員専用ページで入手可能ですので、是非ご参照ください（[https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki\\_manual/keiji/other/youtsuyaku.html](https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki_manual/keiji/other/youtsuyaku.html)）。また、この手引きには「通訳人の皆さんへ（お願い）」と題する文書が付属しています。これは通訳人に対して、基本的な通訳人のルールや法廷通訳時のお願いについてまとめたものですが、これも通訳人の立場や役割について弁護人が理解するのに役立ちますので、参考にいただければと思います。

### 3 最高裁の各高裁・地裁宛て書簡

裁判所においても要通訳事件における取り組みが行われています。今年3月1日、最高裁事務総局刑事局は、高裁と地裁に宛てて、要通訳事件における裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等について書簡を出しました。これは公判において適切な通訳がなされるよう、裁判所及び訴訟関係人の側で工夫できることをまとめると共に、通訳人候補者へのヒアリング結果をまとめたものです。この書簡は、具体例も多く挙げられており、尋問を行う弁護人にとっても役立つ内容となっています。

通訳人候補者へのヒアリングで挙げられた、通訳しにくい尋問例の一部は以下のとおりです。

#### ① 時期・時制・主語等が不明確な尋問

- 「秋の初め頃」（四季がない国もあるので具体的な月を言った方がわかりやすい）
- 「被告人は服を着ていた」（過去進行形なのか、過去完了形なのか不明確）
- 反対尋問で主語がない場合
- 単数、複数がわからない場合（被告人一人なのか、共犯者も含むのか不明確）
- 「そもそも窃盗という行為が許されない行為だが、なおかつ包丁という危険なものをもって窃盗行為に及ぶべきではなかったと思いませんか」（時制が不明確）
- 「被告人が帰宅したときに、Aを置きましたか」（主語が不明確）

#### ② 複文や二重否定の尋問

- 「言っていなかったということはなかったのですよね」（二重否定）
- 「以前、あなたは、行ってないとは言わなかったのではありませんか」（二重否定）
- 「…じゃないんじゃないか」（肯定文の方が良い）

#### ③ 抽象的、一般的な尋問

- 「〇〇さんが、陳述書を書いてくれました。あなたのことを…と評価してくれているようです。どう思いますか」（〇〇さんのことを聞いているのか、評価の内容を聞いているのか、書いてくれたことに関して聞いているのか不明確）
- 「今後のことはどうしますか」（母国に帰ることなのか、仕事、家族についてなのか不明確）
- 「その時、彼はどんな様子（感じ）でしたか」（彼の態度なのか、服装なのか不明確）

#### ④ 難しい言葉や法律用語での尋問

- 刑罰の種類や心神耗弱・心神喪失などの用語（日本と範囲が異なる場合がある）
- 「中止未遂」「未必の故意」等

#### ⑤ 日本語独特の言い回し、四字熟語等

気が緩む、目を盗む、脱兎のごとく、単刀直入、どんでん返し、なれなれしい、目に入れても痛くない等

#### ⑥ その他

- 「ちょっと」「ちなみに」「ところで」「逆に」などの単なる口癖
- 「れる・られる」（自発、受動、尊敬かわからない）
- 「科学」と「化学」などの同音異義語
- 「先生」など誰を指すのかわからない

このように、日本語による尋問の場合には問題にならないことでも、通訳を介する場合は非常に訳しにくかったり、誤訳をしやすかったりする場合があるので注意が必要です。通訳しやすい尋問をするためには、このような事前の知識を持っておくことも役立ちますが、特に被告人質問においては被告人と十分な打合せを行い、答えやすい質問を準備しておくことも重要です。